

口座振替による家賃集金代行サービス

< 利用説明書 >

■ 利用条件

- 1.当協会の家賃保証契約を締結した賃借人に限ります。
- 2.月額賃料等を引落する金融機関口座を準備できる方に限ります。

■ 家賃保証業務

口座振替により、家主様あるいは代理人様（以下「家主様等」という）に代行し賃借人より月額賃料等の集金、家主様等への送金をいたします。

当協会に着金した金員に未収が発生した場合でも、家主様等への送金額に未収金を当協会が補填し、家主様等からの**請求額（全額）を家主様等へ立替送金**致します。

未収の報告は、翌月4日以降となります。

■ 利用手順

- ① 取次店様とあんしん保証協会（以下「当協会」という）との間で「集金業務委託契約」を締結。
- ② 契約完了後、口座振替による集金代行サービス開始届を当協会へFAXまたはメールをする。
- ③ 口座振替の登録を以下のいずれかの方法で行う。
 - **預金口座振替依頼書を弊社に郵送**
口座振替依頼書の原本が15日までに当協会に到着した分は翌月27日から口座引落が始まります。
 - **WEBにて口座登録**
ご契約者様ご自身で、取次店様が配布するQRコードから口座登録を行っていただきます。
引落希望月の当月4日までに口座登録を完了させてください。
- ④ 株式会社インサイト（口座振替委託会社）が、入居者様の口座から毎月27日に振替を行います。
集金代行手数料として、月額賃料等合計額に550円（引落手数料）を加算して引落致します。
- ⑤ 毎月月末に、指定口座へ送金します。（送金手数料は、弊社負担とします）
- ⑥ 振替日の翌月4日頃に、着金した金員を確認し、引落不能分は取次店様へ報告致します。
引落不能理由を確認し、ご契約者様へ催促を開始します。

※文中の日付が休日の場合は、翌金融機関営業日となります。

集金代行内容変更・停止

月額賃料等合計額（引落依頼額）に変更が生じた場合、または集金代行サービスを停止する場合は、口座振替による集金代行サービス変更届に記入し、当協会へFAXまたはメールにてお送りください。変更届の提出がない為に生じた損害は、当協会は一切責任を負いません。

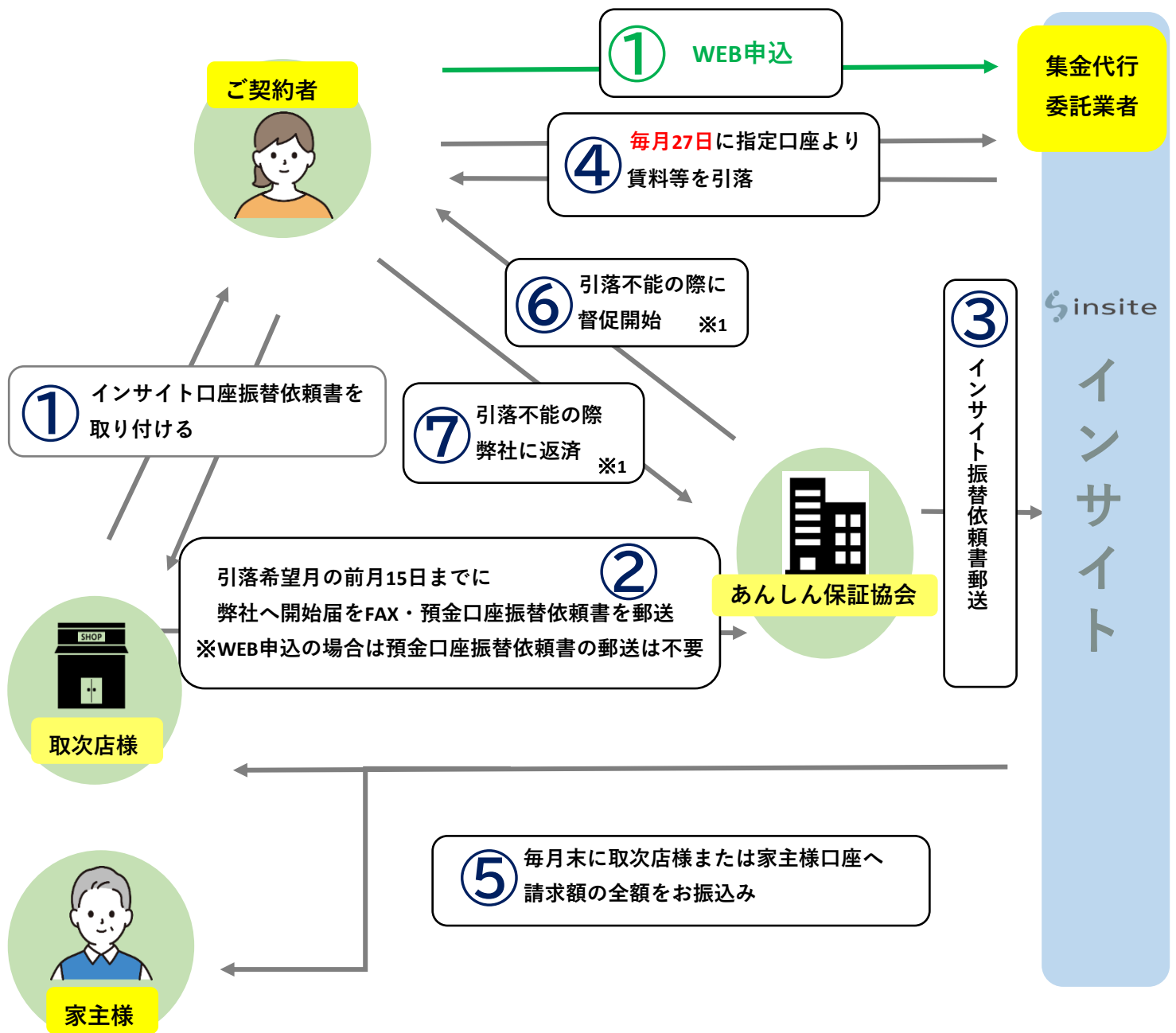
※毎月5日までに当協会に到着した変更届については、当月27日引落より変更または停止できます。

インサイト預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

インサイト預金口座振替依頼書に不備があった際には、インサイトよりご契約者様へ再提出のご連絡をさせていただきます。

不備にて口座引落が始まるまでの間はインサイトよりご契約者様へ送付されるコンビニ払い用紙にてお支払いをさせていただきます。

請求からご入金までの流れ



※1) 賃料等の引落不能時のみ実施致します。